

# 相談系サービス事業所 開設説明会

<日時>令和6年9月25日(水)9時30分~12時

<会場>横浜市健康福祉総合センター ホール

## 次 第

1 開会

2 指定特定相談支援事業(計画相談支援)について

3 指定一般相談支援事業(地域相談支援)について

4 指定自立生活援助事業について

5 相談系サービスについて

6 相談系サービスの事業所指定について

7 横浜市の相談支援について

8 講義「計画相談の仕事と運営のポイント」

講師:社会福祉法人秀峰会 相談支援センター銀杏の大樹 管理者 横山英司氏

★説明会・講義終了後~ 基幹相談支援センター職員との顔合わせ

# 令和6年度 相談系サービス事業所 開設説明会

令和6年9月25日(水)9:30~12:00

横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

# 障害施策推進課 相談支援推進係 の担当業務

## ➤ 障害者総合支援法の相談系業務

計画相談支援 地域相談支援 自立生活援助  
相談支援専門員の資格取得・スキルアップ研修の実施

## ➤ 障害者相談支援事業

基幹相談支援センター 自立支援協議会 二次相談支援 発達障害者支援

## ➤ 横浜市の単独事業

障害者自立生活アシスタント 精神障害者退院サポート事業  
後見的支援事業

## 障害者総合支援法に基づくサービス

### 介護給付

- 居宅介護
- 同行援護
- 生活介護
- 施設入所支援
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 短期入所
- 療養介護
- 重度障害者等包括支援

### 自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療

### 補装具

### 訓練等給付

- 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 共同生活援助（グループホーム）
- 就労定着支援
- 自立生活援助

### 地域相談支援給付

- 地域移行支援
- 地域定着支援

### 計画相談支援給付

- サービス利用支援
- 継続サービス利用支援

### 地域生活支援事業

- 相談支援
- コミュニケーション支援
- 移動支援
- 地域活動支援センター
- 日常生活用具
- 日中一時支援
- 広域支援
- 人材育成
- 等

## 児童福祉法に基づくサービス

### 障害児通所支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

### 障害児相談支援

- 障害児支援利用援助
- 継続障害児支援利用援助

### 障害児入所支援

- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設

# 指定特定相談支援事業 (計画相談支援)

横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

# はじめに・・・

障害福祉サービス（介護給付や訓練等給付、地域相談支援給付）を利用する際には「サービス等利用計画」の作成・提出が必須になっています。

サービス等利用計画には、

- ① 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が作成するもの
- ② 利用者等が自ら作成するもの（＝セルフプラン）

この2種類があります。

# 指定特定相談支援の概要

# 障害者総合支援法における 指定特定相談支援事業

障害者総合支援法における指定特定相談支援事業は  
基本相談支援と計画相談支援を行う事業です。



# 基本相談支援

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することです。

ようするに

計画相談支援を行う指定特定相談支援事業者による

相談支援の基本的な業務と言えます。

例：サービス利用前の相談やモニタリング時以外の日頃のやり取りや相談対応など

# 計画相談支援

障害のある人、一人ひとりが豊かな生活を実現するため、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援することです。

具体的には

サービス利用支援（サービス等利用計画の作成）や  
継続サービス利用支援（モニタリングの実施）等を行います。

# 計画相談支援の対象サービス

計画相談支援は、介護給付（居宅介護や生活介護など）、訓練等給付（就労継続支援（A型・B型）、グループホーム、自立生活援助など）、地域相談支援給付（地域移行支援、地域定着支援）を利用される方が対象です。

地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援など）のみを利用する場合は計画相談支援の対象とはなりません。

また、児童福祉法に基づくサービス（放課後等デイサービスなど）を利用する場合は、「障害児相談支援（※）」が対象となります。

※障害児相談支援を行う場合は計画相談支援とは別に指定が必要です。

# 障害福祉サービスにおける 計画相談支援の位置づけ

市町村

障害者総合支援法に基づくサービス

## 介護給付

- ・ 居宅介護
- ・ 生活介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 短期入所
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 施設入所支援
- ・ 同行援護
- ・ 療養介護
- ・ 行動援護

## 訓練等給付

- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
- ・ 就労定着支援
- ・ 就労継続支援（A型・B型）
- ・ 自立生活援助

## 自立支援医療

- ・ 更生医療
- ・ 育成医療
- ・ 精神通院医療

## 補装具

## 地域相談支援給付

- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

## 計画相談支援給付

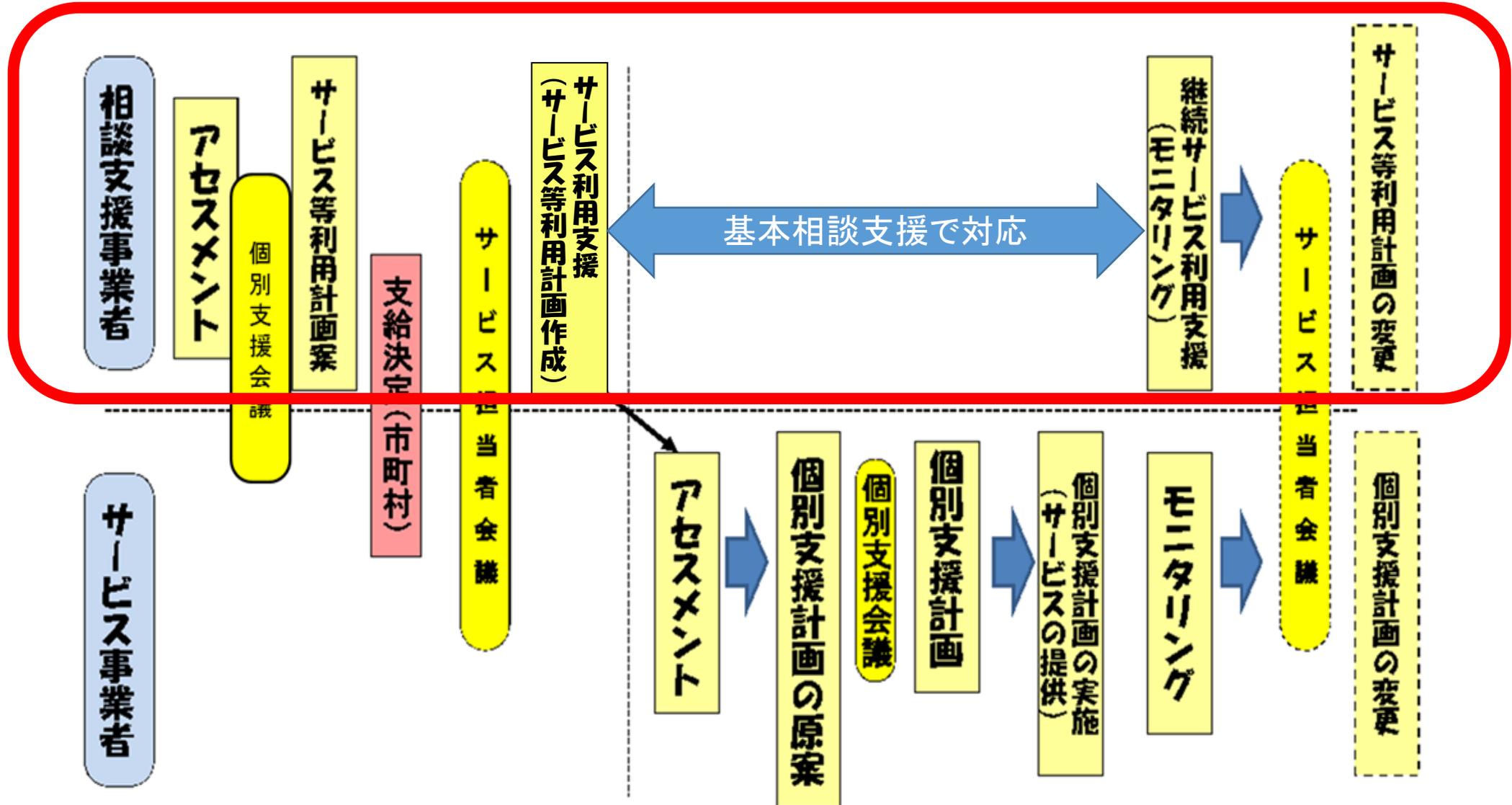
- ★ サービス利用支援
- ★ 継続サービス利用支援

## 地域生活支援事業

- ・ 相談支援
- ・ 移動支援
- ・ 日常生活用具
- ・ 広域支援
- ・ コミュニケーション支援
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 日中一時支援
- ・ 人材育成
- 等

都道府県

# 計画相談支援のプロセス



# サービス利用支援 (サービス等利用計画の作成)

生活全体を通じた本人の希望や目標、希望を実現するための課題や必要な社会資源(制度・サービスなど)を記載したサービス等利用計画を作成します。

サービス等利用計画は・・・

- ◆ 人生の設計図となるもの → 本人の人生を支える
- ◆ 生活全般をアセスメントし、本人の願いを中心に、生活や支援の全体像を示すもの → 支援する人の共通理解を形成
- ◆ 障害福祉サービス等の必要性を見立てたものであり支給決定の根拠(勘案資料)となるもの → 行政として支える

⇒ 本人と支援者等が同じ方向を向いて支援していくべき指針

# 継続サービス利用支援 (モニタリングの実施)

サービス利用開始後、一定期間ごとに本人の生活全体の状況を確認した上で、サービスの継続利用等の適性を判断し、モニタリング報告書等を作成します。

本人の希望や今後の生活全体の目標等を含めて作成した「サービス等利用計画」、「個別支援計画」等を関係機関とともに、モニタリングを繰り返すことでアセスメントが深まり、計画の微調整や軌道修正等を行い、本人の希望等の実現に向けた支援が可能となります。

ケアマネジメントとは、常に変化する利用者や環境に対応していく動的プロセスであり、修正や変更の必要がない完璧な計画はありません。

# 計画相談支援事業の人員基準

# 計画相談支援における人員基準

従業者	要件
管理者 (資格不要)	1名 ※当該業務に支障がない場合は、他事業との兼務が可能 ※当該事業所の相談支援専門員との兼務が可能 ※障害児相談支援事業所との兼務が可能
相談支援専門員 (要相談支援専門員資格)	1名以上 ※当該業務に支障がない場合は、他事業との兼務が可能 ※障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助事業所との兼務が可能 ※当該事業所の開所時間には必ず1名以上の配置が必要 ※常勤・非常勤の別は問わない

# 相談支援専門員の資格

相談支援専門員として活動するためには、  
実務経験要件と相談支援従事者研修の修了が必要です。

## 実務経験要件

- 相談支援業務：5年以上 又は 直接支援業務：10年以上

## 相談支援従事者研修修了

- 相談支援従事者初任者研修修了
- 相談支援従事者現任研修修了（初任者研修修了の翌年度から起算して5年毎に受講）

※実務経験要件については、有資格者等の場合、短縮することが可能です。

# 相談支援専門員の兼務について

国の基準では、相談支援専門員が業務に支障がない場合で、他事業と兼務するとき、兼務先の事業所の利用者に対して、モニタリング等を行うことは出来ません。

ただし、横浜市では相談支援専門員が不足している状況を受け、その他市町村がやむを得ないと認める場合の特例として、直接支援に携わらない利用者については、モニタリング等を行うことを可能としています。

※上記の取扱いは特例的な措置です。今後、取扱いが変更になる可能性があることをご留意ください。また、基本的には、公正中立な立場を確保する観点から国基準が望ましいです。

# 従業者・管理者について

## 計画相談支援事業所A

相談支援専門員



- ・サービス提供事業所Bと兼務
- ・サービス提供事業所Bでは利用者①と②に対し直接支援を担当

## サービス提供事業所B



利用者① 利用者② 利用者③ 利用者④

### <国の基準>

利用者①、②、③、④すべてに対してモニタリング等ができません。

### <横浜市特例>

利用者①、②に対してモニタリング等ができません。

利用者③、④に対しては直接支援を行っていないためモニタリング等ができます。

★直接支援に携わらない場合とは、直接支援の実態のみで判断するのではなく、**職員の配置上においても直接支援を担当する職員として計上されていないことをいいます。**

ただし、訪問系サービスで利用者の担当が固定されている場合や、日中系サービスで勤務日が交わらない場合など、直接支援に携わらないことが明確な場合はモニタリング等を行うことは可能としています。

# 計画相談支援事業の報酬

# 計画相談支援における報酬体系

## 基本報酬

- サービス利用支援費（計画作成費）
- 継続サービス利用支援費（モニタリング費）

## 加算

- 体制加算（行動障害、要医療児者、精神障害者支援体制加算など）
- その他の加算（初回加算、サービス提供時モニタリング加算、集中支援加算など）

# 基本報酬について

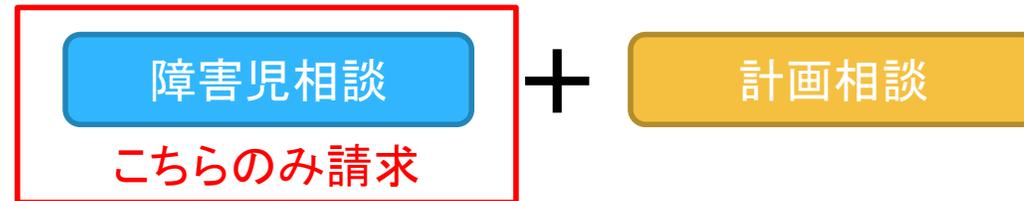
計画相談支援給付費の基本報酬は、サービス利用支援費（計画作成費）と継続サービス利用支援費（モニタリング費）の2種類です。

この2種類にそれぞれ、機能強化型と呼ばれる（Ⅰ）～（Ⅳ）の区分があり、それぞれ報酬単価が異なります。

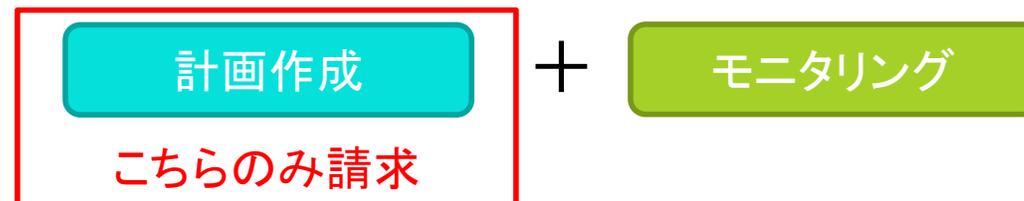
計画作成費	単位/月	モニタリング費	単位/月
サービス利用支援費（Ⅰ）	1,572単位	継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,308単位
サービス利用支援費（Ⅱ）	732単位	継続サービス利用支援費（Ⅱ）	606単位
機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	2,014単位	継続機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	1,761単位
機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	1,914単位	継続機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	1,661単位
機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	1,822単位	継続機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	1,558単位
機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	1,672単位	継続機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	1,408単位

# 基本報酬について（補足）

計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施している利用者については、報酬算定は障害児相談支援のみとなります。



ひと月に計画作成とモニタリングを両方行った場合は、原則、計画作成費（サービス利用支援費）のみの請求となります。



# 機能強化型サービス利用支援費について

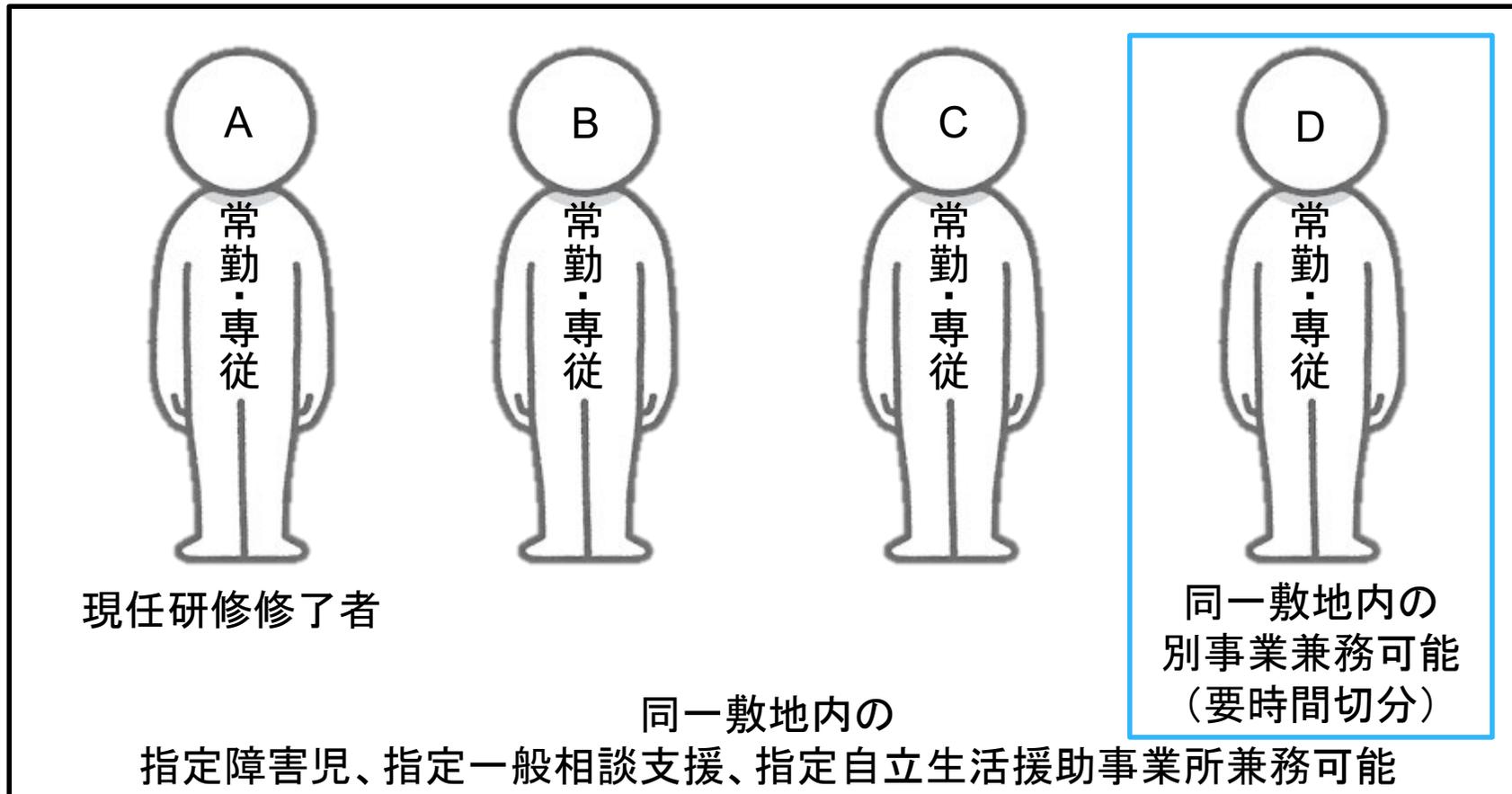
機能強化型（継続）サービス利用支援費とは、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的としています。

算定するためには、各区分で定められている、人員配置要件並びに会議を定期的に行っていることや研修実施、困難ケースの受入、基幹相談支援センター等との連携などが求められています。

なお、一事業所で要件を満たすことが難しい場合は、常勤かつ専従の相談支援専門員を1名以上配置した上で地域生活支援拠点等を構成する他事業所との協働体制により要件を満たし算定することも可能です。

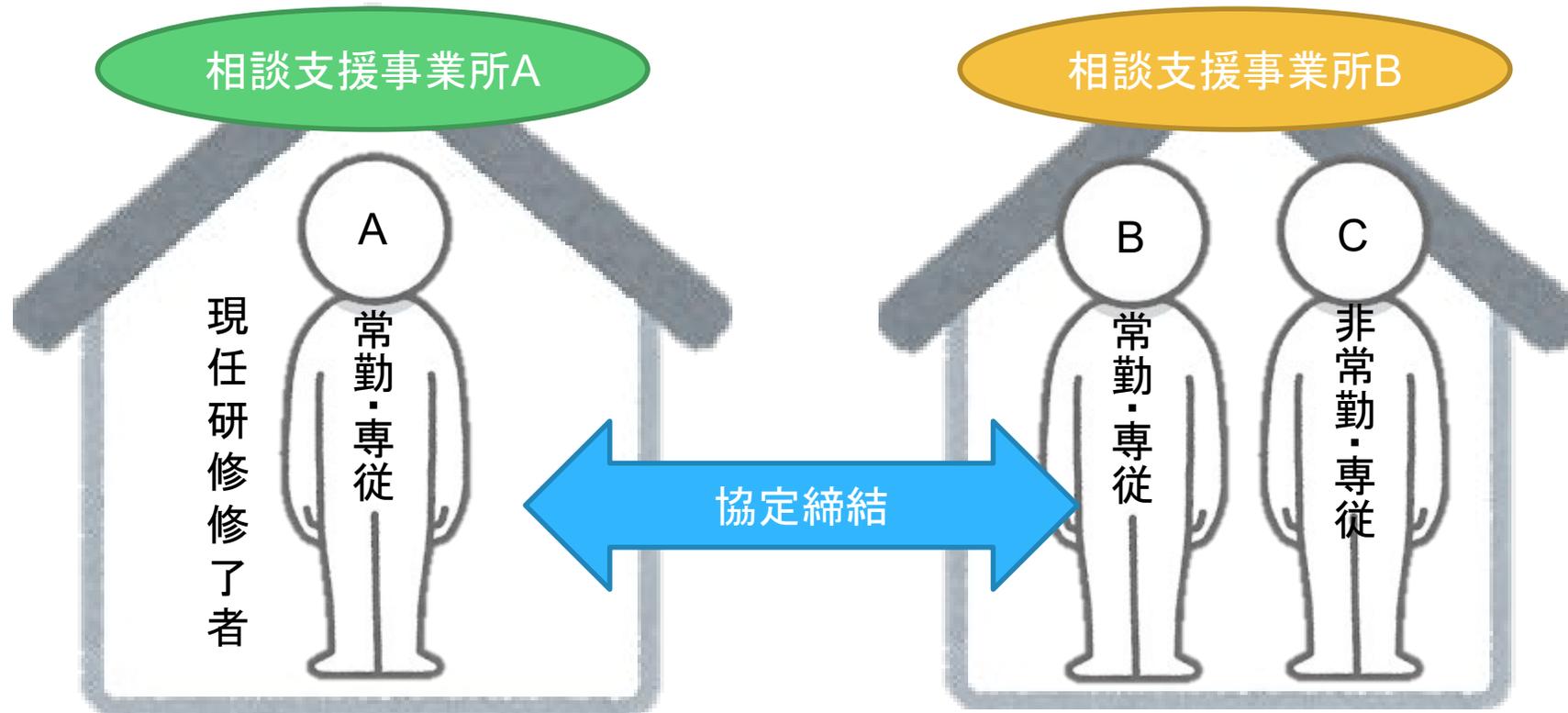
# 機能強化型サービス利用について

## 機能強化型（継続）サービス利用支援費（I）人員体制



# 機能強化型サービス利用について

協働による機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅲ）人員体制



※それぞれの事業所において常勤かつ専従の相談支援専門員を1名以上配置することが必要

# 加算について

要件を満たし体制届の事前提出必須！その上で算定可能！

## 体制加算

- 行動障害、要医療児者、精神障害者、高次脳機能障害者支援体制加算
- ピアサポート体制加算、主任相談支援専門員配置加算

## その他の加算

- 初回加算、サービス提供時モニタリング加算、集中支援加算
- サービス担当者会議実施加算、医療・保育・教育機関等連携加算 など

要件を満たした上で算定可能！

# 体制加算について

加算名	単位/月
行動障害支援体制加算	対象者あり：(Ⅰ)60単位 対象者なし：(Ⅱ)30単位
要医療児者支援体制加算	
精神障害者支援体制加算	
高次脳機能障害者支援体制加算	
ピアサポート体制加算	100単位
主任相談支援専門員配置加算	中核的な役割：(Ⅰ)300単位 上記以外：(Ⅱ)100単位

体制加算を算定するためには、各加算で定められている研修を修了した相談支援専門員等の配置や各種要件を満たす必要があります。

また、各障害特性を有する者から利用申込があった場合に、対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。

# その他加算について

加算名		単位
初回加算		300単位/月
退院・退所加算		300単位/月
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	(計画作成) 200単位/月 (モニタリング) 300単位/月
	通院同行	300単位/月
	情報提供	150単位/月
サービス担当者会議実施加算		100単位/月
入院時情報連携加算	入院時情報連携加算(Ⅰ)	300単位/月
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	150単位/月
居宅介護支援事業所等連携加算	情報提供以外	300単位/月
	情報提供	150単位/月

# その他加算について

加算名		単位
サービス提供時モニタリング加算		100単位/月
集中支援加算	訪問・会議開催・参加	300単位/月
	通院同行	300単位/月
	情報提供	150単位/月
地域生活支援拠点等相談強化加算		700単位/回
地域体制強化共同支援加算		2,000単位/回
地域生活支援拠点等機能強化加算		500単位/回
利用者負担上限額管理加算		150単位/回

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

## 相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

### ①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、基本報酬を引き上げ  
※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ

※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加

「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

(厚生労働省資料の抜粋)

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

## 相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

### ②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加（訪問看護事業所）、算定回数などの評価の見直しを行う。

#### 面談・会議

- 医療機関、保育、教育機関等との面談・会議



#### 通院同行

- 利用者の通院に同行し、必要な情報提供を実施



#### 情報提供

- 関係機関に対して文書により情報提供を実施



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月： <u>200単位</u> モニタリング月： <u>300単位</u>
	<u>(新) 通院同行</u>	-	<u>300単位</u>
	<u>(新) 情報提供</u>	-	<u>150単位</u>
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	<u>(新) 通院同行</u>	-	<u>300単位</u>
	<u>(新) 情報提供</u>	-	<u>150単位</u>
その他加算	訪問	200・300単位	<u>300単位</u>
	情報提供	100単位	<u>150単位</u>

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

(厚生労働省資料の抜粋)

さいごに・・・

# 横浜市ホームページについて

横浜市では計画相談支援事業について、事業者向けと利用者向けのページを作成しています。

## 【計画相談支援事業者向けホームページ】

「横浜市 相談系サービス」

業務ガイドラインをはじめとする指定特定相談支援事業所向けの情報を掲載。  
新規に計画相談事業所の開設を検討している方向けの情報も掲載中！

## 【計画相談利用者向けホームページ】

「横浜市 障害者 相談支援」

市内指定特定相談支援事業所リストや各事業所における受入可能状況のリストなどを掲載しています。



# 業務ガイドラインについて

横浜市では、厚生労働省より示されている法や規則、基準、通知等に基づき「横浜市における指定特定相談支援事業（計画相談）『業務ガイドライン』～障害のある人本人を中心とした相談支援を実践するための基本ルール～」を作成しています。

業務ガイドラインは横浜市が指定特定相談支援事業者（相談支援専門員）に求める基本ルールをまとめたものです、必ずご確認ください。（併せて最新の基準省令や報酬告示等のご確認もお願いいたします。）

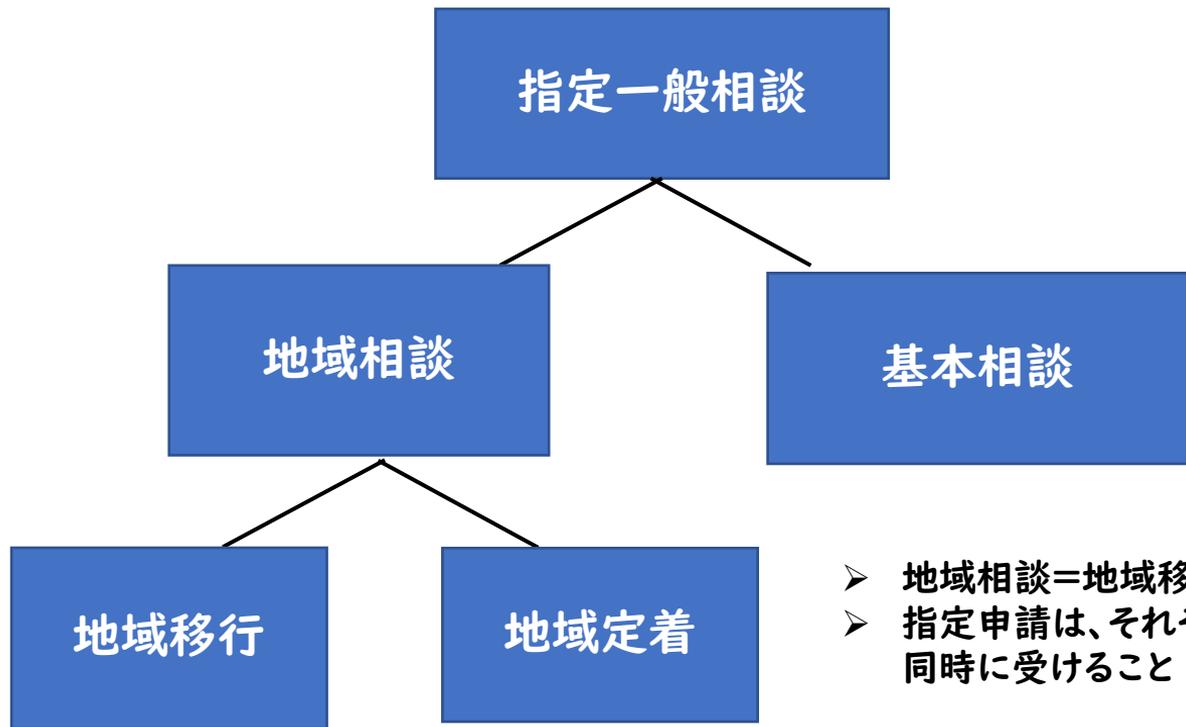
## 【業務ガイドラインの掲載場所】

「横浜市 相談系サービス」ホームページ  
相談支援事業所のみなさま>マニュアル等



# 地域相談支援 (地域移行支援・地域定着支援)

# 指定一般相談 = 基本相談支援 + 地域相談支援



- 地域相談 = 地域移行支援 + 地域定着支援
- 指定申請は、それぞれ必要ですが、指定は同時に受けること

# (1) 地域移行支援とは

障害者支援施設・児童福祉施設・保護施設・矯正施設等に入所している障害者、または精神科病院に入院している精神障害者が地域生活へ移行するための支援

外出支援、住宅の確保や日中活動先の調整など、地域における生活に移行するための相談や支援

# ①具体的な支援内容

- (1) 地域移行に係る相談
- (2) アセスメント
- (3) 支援計画の原案作成
- (4) 支援計画作成のためのケア会議の開催  
(障害者支援施設又は精神科病院における担当者を招集)
- (5) 概ね週1回、少なくとも月に2回の面接もしくは同行支援
- (6) **障害福祉サービス事業の体験的な利用支援**   ☞ 次のスライドへ
- (7) **一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援**       ☞ 次のスライドへ

地域移行支援計画の作成及び利用者への対面による支援をひと月に2回以上行うことのいずれかを満たさない場合は、報酬算定できません。

## ☞ 障害福祉サービス事業の体験的な利用支援

指定障害福祉サービス事業所等への委託により、日中活動系サービスの体験的な利用支援を行う。

## ☞ 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援

地域移行支援事業者が自らアパート等を確保して実施するほか、指定障害福祉サービス事業所等への委託により(短期入所施設の空室やグループホームの空室を利用)体験利用支援を行う。地域生活と同様の環境を想定する。

※グループホームへの入居を前提とした体験入居は、「グループホーム体験入居」の支給決定で行い、本制度では行わない。

## ②地域移行支援の支給決定

- 対象者
- ①障害者支援施設又は児童福祉施設等に入所している障害者
  - ②精神科病院に入院している精神障害者
  - ③救護施設又は更生施設に入所している障害者
  - ④刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者
  - ⑤更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障害者

- 区分不要（障害支援区分認定調査は必要）
- 期間は6か月（必要であれば、さらに6か月の利用は可）
- 利用者負担はなし

# ③地域移行支援報酬について

## 基本報酬

	単位数
<b>地域移行支援サービス費</b> (Ⅰ) 社会福祉士や精神保健福祉士等を配置、地域移行支援実績 (前年度に地域移行した利用者)3人以上など	(Ⅰ) 3,613単位/月
(Ⅱ) 社会福祉士や精神保健福祉士等を配置、地域移行支援実績 (前年度に地域移行した利用者)1人以上など	(Ⅱ) 3,157単位/月
(Ⅲ) 上記以外	(Ⅲ) 2,422単位/月

# 地域移行支援の加算

加算名	単位数
初回加算（利用を開始した月に加算）	500単位／月
集中支援加算 （月6日以上面接・同行による支援を行った場合に加算）	500単位／月
退院・退所月加算（退院・退所月に加算）	2,700単位／月 入院期間が3月以上1年未満の場合+500単位
障害福祉サービスの体験利用加算 障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に加算 （Ⅰ）開始日～5日目 （Ⅱ）6日目～15日目	（Ⅰ）500単位／日 （Ⅱ）250単位／日 地域生活支援拠点等の場合+50単位
体験宿泊加算 （Ⅰ）一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に加算 （Ⅱ）夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守りを行った場合に、15日以内に限り、算定。	（Ⅰ）300単位／日 （Ⅱ）700単位／日 地域生活支援拠点等の場合+50単位

# 地域移行・地域定着支援共通加算

加算名	単位数
ピアサポート体制加算（ピアサポート研修を修了した障害者及びその他の従業員を配置している）	100単位／月 体制加算
居住支援連携体制加算（居住支援法人や居住支援協議会と連携体制を確保し、情報共有する場を設定している）	35単位／月 体制加算
地域居住支援体制強化推進加算（居住支援法人と共同して、居住に関する説明及び指導を行い、その課題を協議会等に報告している）	500単位／月

## ④地域移行支援の留意点

(1) 宿泊型自立訓練施設、他法（生活保護法や介護保険法等）の入所施設、他法（介護保険法）のグループホームへの移行は退院・退所月加算の請求不可

(2) 宿泊型自立訓練施設、グループホームからの移行支援は対象外

(3) 期間は、6か月。さらに6か月は区役所の判断で延長可で最大1年間。これを超える延長は、審査会の個別審査で、必要性が認められる場合

## (2) 地域定着支援とは

居宅において単身等で生活する障害者に、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、**常時の緊急連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援をする**

# ①具体的な支援内容

- (1) 地域定着に係る相談
- (2) アセスメント
- (3) 支援台帳の作成 ☞ 次のスライドへ
- (4) 常時の連絡体制の確保  
☞ 携帯電話等により、利用者と直接連絡体制が確保できていれば可
- (5) 緊急の事態への対処等  
訪問等による状況把握、利用者の家族・関係機関との連絡調整  
☞ 緊急一時的な滞在支援等の措置

支援台帳の作成に係るアセスメントにあたっての利用者との面接等及び適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握のいずれかを実施していない場合は報酬算定不可

# 支援台帳に記載すべき事項

- ・利用者の心身の状況
- ・置かれている環境
- ・緊急時において必要となる利用者の家族等
- ・利用するサービス事業者等
- ・医療機関、その他の関係機関の連絡先
- ・その他の利用者に関する情報

置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、**緊急時等に適切な対応を行うために作成**

# 緊急一時的な滞在支援の措置について

- 利用者が一時的な滞在进行うことができる広さと設備や備品等を備える。
- 利用者への付き添いや見守りを行う。
- 事業所内の宿直室等を確保して実施するか、障害福祉サービス事業所等への委託により行うことができる。

## ②地域定着支援の支給決定

対象者

以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者

- ①居宅において単身で生活している障害者
- ②居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者

※施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。

※グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者は対象外

- 利用者負担はなし
- 支給決定は1年以内、必要に応じて更新可

# ③地域定着支援 基本報酬及び加算

	単位数
地域定着支援サービス費 イ 体制確保費	315単位／月
地域定着支援サービス費 ロ 緊急時支援費 (Ⅰ) 訪問または一時的な滞在による支援を行った場合 (Ⅱ) 深夜(午後10時から午前6時)に電話による相談援助を行った場合	(Ⅰ) 734単位／日 地域生活支援拠点等の場合は+50単位 (Ⅱ) 98単位／日
日常生活支援情報提供加算 (精神科病院に情報提供した場合)	100単位／回

## ④地域定着支援の留意点

(1) 緊急時支援費(Ⅱ)について、電話により直接本人又は家族等に対して緊急的な支援が必要な相談対応を行った場合に限るため、予定確認等の電話連絡は対象外。

また、メールによる対応については対象外。

(2) 深夜に電話による相談対応を行った場合であっても、その後利用者の居宅等へ出向いて支援を行った場合は、当該日については緊急時支援費(Ⅰ)のみ算定することとし、緊急時支援費(Ⅱ)との併給は不可。

# 人員体制 地域相談 共通

従業者	要件
管理者	1名 ※当該事業に支障がない場合は他事業との兼務が可能 ※従事者との兼務可
従事者	1名以上 <u>※1名は相談支援専門員でなければならない</u> ※当該業務に支障がない場合は、他事業との兼務が可能（指定特定相談事業所との兼務は、業務に支障がない場合として認められる） ※常勤・非常勤を問わない

# 自立生活援助について

# 自立生活援助 サービスの概要

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退院・退所して自立した生活を営む障害者、単身等であって自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者に対して、一定の期間の中で自立した地域生活を継続していけるよう、理解力や生活力を補う観点から必要な支援を行うサービス

## 実施主体について（R6年度報酬改定）

一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体要件の廃止。

# 支援手順と内容

- (1) 自立生活援助計画の作成、評価
- (2) 概ね週に1回以上、少なくとも月に2回以上の定期居宅訪問  
(月1回の居宅訪問かつ、オンライン面談による支援も可)
- (3) 利用者から相談・要請時の訪問等による随時の対応
- (4) 利用者の心身の状況、環境、日常生活全般の状況把握
- (5) 必要な情報の提供、助言、相談、同行による支援
- (6) 関係機関との連絡調整
- (7) 利用者又は家族等との常時の連絡体制の確保
- (8) その他地域における自立した生活を営むために必要な援助

# 自立生活援助の留意事項

- 支給決定期間は1年間。  
延長は、審査会の個別審査で、必要性が認められる場合
- 自立生活援助計画作成後、少なくとも3月に1回以上モニタリングを行う。
- 障害者総合支援法の「地域定着支援」及び「就労定着支援」 横浜市障害者自立生活アシスタントとの併給は不可。

# 人員に関する基準

管 理 者		1名 ※サービス管理責任者や地域生活支援員・他事業の職員と兼務可
従業者	サービス管理責任者	常勤:利用者数60人以下 1名以上 上記以外:利用者数30人以下 1名以上  ※自立生活援助と地域相談支援の指定を併せて受け、かつ、同一事業所にて運営している場合は、相談支援専門員とサービス管理責任者の兼務可
	地域生活支援員	事業所ごとに1名以上
	※ 同一の利用者に対して、サービス管理責任者と地域生活支援員との兼務可	

# 基本報酬

区分		地域生活支援員1人あたり利用者数		説明
自立生活援助 サービス費	(Ⅰ)	30人未満	30人以上	退所又は退院や急遽一人暮らしになってから1年未満の利用者
		1,566単位/月	1,095単位/月	
	(Ⅱ)	30人未満	30人以上	上記以外の利用者
		1,172単位/月	821単位/月	
	(Ⅲ)	700単位		月1回の居宅訪問かつ、オンライン面談による支援

# 加算①

加算名		単位数		説明
初回加算		500単位／月		利用開始月に算定
同行支援加算		2回以下500単位／月 3回750単位／月 4回以上1000単位／月		利用者の外出に同行し手続等の支援を行った月に算定
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)	常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が35%以上	450単位	常勤の地域生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合により算定
	(Ⅱ)	常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が25%以上	300単位	
	(Ⅲ)	地域生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員30%以上	180単位	

# 加算②

加算		単位数	説明
緊急時支援加算	(Ⅰ)	711単位／日	利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時までの間)に訪問または一時的な滞在による支援を行った場合 地域支援拠点等の場合、さらに50単位加算
	(Ⅱ)	94単位／日	利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時)に電話による相談援助を行った場合
日常生活支援情報提供加算		100単位／回	精神科病院に通院する利用者の必要な情報を当該精神科病院に提供した場合に加算

# 加算③

加算名	単位数	説明
ピアサポート体制加算	100単位／月 体制加算	ピアサポート研修を修了した障害者及びその他の従業員を配置している
居住支援連携体制加算	35単位／月 体制加算	居住支援法人や居住支援協議会と連携体制を確保し、居住支援法人等に対し、情報共有する場を設定する
地域居住支援体制強化推進加算	500単位／月	支援法人と共同して、居住に関する説明及び指導を行い、その課題を協議会等に報告する
集中支援加算	500単位/月	自立生活援助サービス費（I）において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算

# 【参考】自立生活アシスタント事業

- 横浜市の事業で、単身等で生活する知的障害・精神障害・高次脳機能障害者に対し、地域生活を継続できるよう、自立生活アシスタントが具体的な生活の場面での助言やコミュニケーション支援を行う
- 自立生活援助のモデルとなった事業、自立生活援助が優先
- 利用期間の限定はなく、グループホームや家族との同居から単身生活へ移行を希望する方も支援対象
- 障害種別によりそれぞれ実施施設あり(37か所)

# 相談系サービスについて

横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

# 報酬について

# 報酬算定の考え方

給付費の算定は、

$$\text{報酬告示上の単位数} \times \text{級地区分(円)} = \text{支給額(円)}$$

例えば、計画相談におけるサービス等利用計画を1件作成すると・・・

$$\underline{1,572 \text{ 単位(サービス利用支援費)} \times 10.96 \text{ 円} = 17,229 \text{ 円}}$$

※横浜市は2級地に該当するので1単位あたり10.96円

※級地区分は、事業所が所在する市町村によって異なる

# 計画相談における報酬イメージ(その1)

## A計画相談支援事業所

- 体制加算取得なし  
→ サービス利用支援費(計画作成費): 17,229 円/月  
継続サービス利用支援費(モニタリング費): 14,335 円/月
- 相談支援専門員1名で約100ケースを担当(年間)
- 全ケース3ヶ月毎にモニタリングを実施
- サービス提供時モニタリング加算等、各種加算を算定

上記のような場合、年間報酬は・・・

$$71,194 \text{円} \times 100 \text{ケース} = \underline{7,119,400 \text{円}}$$

# 計画相談における報酬イメージ(その1)

提供月	報酬名	金額
4月	サービス提供時モニタリング加算	1,096円
5月		
6月	継続サービス利用支援費、サービス担当者会議実施加算、サービス提供時モニタリング加算	16,527円
7月		
8月	集中支援加算	3,288円
9月	継続サービス利用支援費、サービス担当者会議実施加算、サービス提供時モニタリング加算	16,527円
10月	サービス提供時モニタリング加算	1,096円
11月		
12月	継続サービス利用支援費、サービス担当者会議実施加算	15,431円
1月		
2月		
3月	サービス利用支援費	17,229円
		合計 71,194円

# 計画相談における報酬イメージ(その2)

## B計画相談支援事業所

- 機能強化型(Ⅲ)、精神障害者支援体制加算(Ⅰ)  
→サービス利用支援費(計画作成費):19,969円/月+657円/月  
継続サービス利用支援費(モニタリング費):17,075円/月+657円/月
- 相談支援専門員2名で約130ケースを担当(年間)
- 全ケース3ヶ月毎にモニタリングを実施
- サービス提供時モニタリング加算等、各種加算を算定

上記のような場合、年間報酬は・・・

$$84,782\text{円} \times 130\text{ケース} = 11,021,660\text{円}$$

# 計画相談における報酬イメージ(その2)

提供月	報酬名	金額
4月	サービス提供時モニタリング加算	1,096円
5月		
6月	継続サービス利用支援費、サービス担当者会議実施加算、サービス提供時モニタリング加算	19,924円
7月		
8月	集中支援加算	3,288円
9月	継続サービス利用支援費、サービス担当者会議実施加算、サービス提供時モニタリング加算	19,924円
10月	サービス提供時モニタリング加算	1,096円
11月		
12月	継続サービス利用支援費、サービス担当者会議実施加算	18,828円
1月		
2月		
3月	サービス利用支援費	20,626円
	合計	84,782円

# 計画相談における報酬アップのコツ

## ◆利用者の居住エリアは近隣に!

利用者の居住エリアを近隣地域等に集約することで、面談や訪問を効率的に実施することができます。

## ◆モニタリングは他の利用者の加算算定の機会に!

同一のサービス事業所に複数利用者がある場合、モニタリング月の方の訪問に合わせて、他利用者の様子も確認することで、加算算定することができます。

また、頻繁に顔を出すことでサービス提供事業所職員との関係づくりも可能。

## ◆新規ケースを受けるときは更新月に注目!

更新月が集中してしまうとモニタリングも重複してしまうので、新規に利用者を受け入れる際は、更新月にも注目することで繁忙期をなくすことができます。

# 計画相談における報酬アップのコツ

## ◆機能強化型を意識した人員配置を！協働体制の活用も！

事業所には相談支援専門員を複数配置し、機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定することで基本報酬が上乘せされます。令和6年度報酬改定でも機能強化型の報酬がアップしました。1事業所のみで人員が確保できない場合は、複数事業による協働体制の確保も活用ください。

## ◆各種体制加算を積極的に取得！

対象の研修を修了すること等により各種体制加算を取得することができます。(I)であれば基本報酬に、一体制加算に対して毎回60単位(660円程度)上乘せされます。

## ◆地域相談、自立生活援助事業と包括的な支援を実施！

計画相談では評価されない動きも地域相談や自立生活援助では算定対象となる場合があります。

# 相談系事業の一体的な実施について



(例)精神科病院に入院中。退院後、一人暮らしをして日中活動と居宅サービスの利用希望

入院中・・・退院支援として、計画相談支援と地域移行で支援

退院後から1年間・・・計画相談支援と自立生活援助で、一人暮らしの課題を支援

退院から1年後から・・・一人暮らしも安定しており、計画相談支援と地域定着で支援

# 計画相談支援と地域相談・自立生活援助の包括的支援について

- 計画相談支援と地域相談、自立生活援助は、兼務が認められている(業務に支障がない場合として認められている)ため、一体的に実施できる。
- 職員配置において、時間帯をわける必要はない。

## 利用者:ヨコハマ さん

- 令和6年4月

病院からの退院を目指し、地域移行支援の利用を開始

- 令和6年9月

もう少しで退院できそうなので、地域移行支援の期間を延長

- 令和7年1月1日

退院し、アパートでの一人暮らしをはじめ(地域移行終了)

一人暮らしの支援として、自立生活援助の利用を開始

- 令和7年12月

前月で自立生活援助を終了し、地域定着の利用開始

# 計画相談における報酬イメージ

## B相談支援事業所

- 機能強化型(Ⅲ)、精神障害者支援体制加算(Ⅰ)  
→ サービス利用支援費(計画作成費): 19,969円/月 + 657円/月  
継続サービス利用支援費(モニタリング費): 17,075円/月 + 657円/月
- サービス担当者会議実施加算等、各種加算算定

上記のような場合、計画相談のみの年間報酬は・・・

165,882円/一人

# 計画相談における報酬イメージ

提供月	報酬名	金額
R6年4月	サービス利用支援費、初回加算	23,914円
5月	継続サービス利用支援費、サービス担当者会議実施加算	18,828円
6月	継続サービス利用支援費	17,732円
7月	継続サービス利用支援費、サービス担当者会議実施加算	18,828円
8月		
9月		
10月	継続サービス利用支援費、サービス担当者会議実施加算	18,828円
11月	集中支援加算	3,288円
12月	サービス利用支援費、退院・退所加算	23,914円
R7年1月	継続サービス利用支援費、サービス提供時モニタリング加算	18,828円
2月	サービス提供時モニタリング加算	1,096円
3月		
4月	サービス利用支援費	20,626円
	合計	165,882円

# 地域移行・自立生活援助・地域定着の 報酬イメージ

## 【地域移行支援】

地域移行支援サービス費（Ⅲ）：26,545円／月、地域生活支援拠点等  
令和6年4月から12月までの報酬は・・・合計 287,129円

## 【自立生活援助】

自立生活援助サービス費（Ⅰ）17,163円／月、地域生活支援拠点等  
令和7年1月から12月の報酬は・・・合計 246,442円

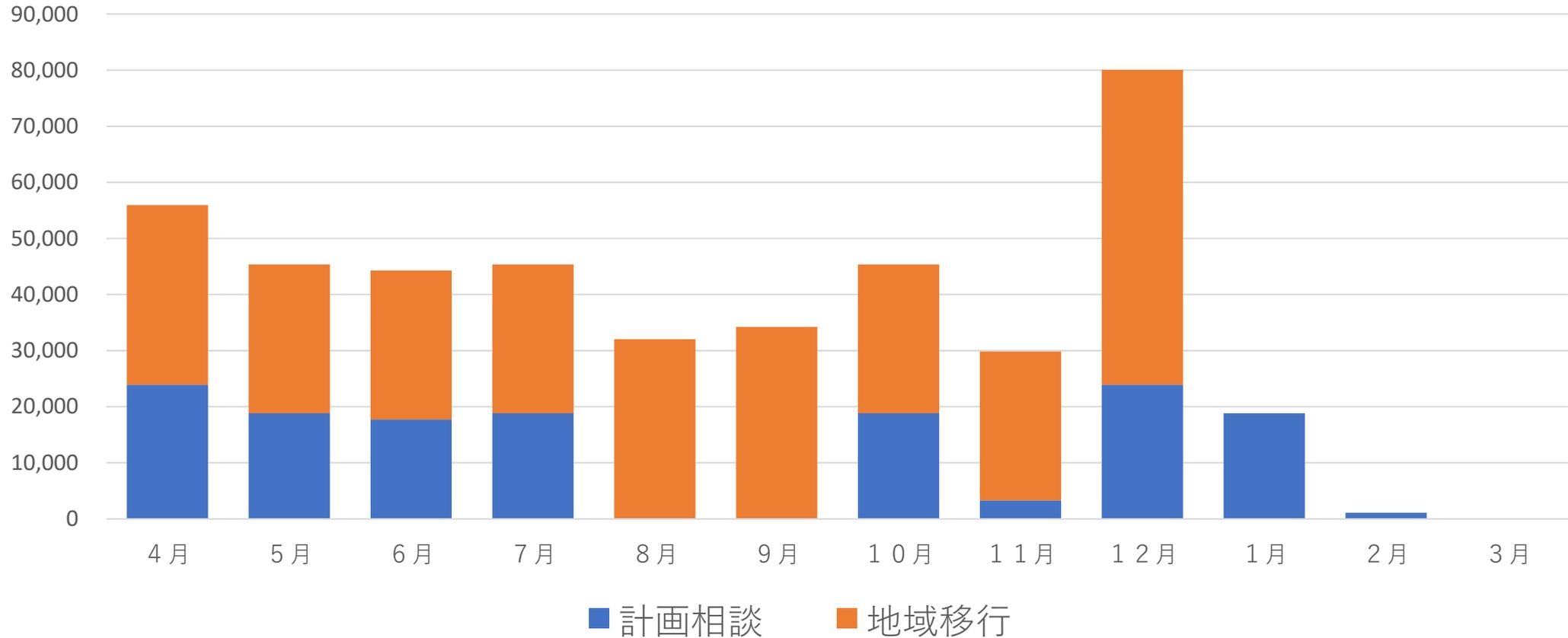
## 【地域定着】

体制確保費、地域生活支援拠点等  
令和8年1月から12月までの報酬は・・・合計 50,542円

# 地域移行支援の報酬イメージ

提供月	報酬名	金額
R6年4月	地域移行支援サービス費Ⅲ 初回加算	32,025円
5月	地域移行支援サービス費Ⅲ	26,545円
6月	地域移行支援サービス費Ⅲ	26,545円
7月	地域移行支援サービス費Ⅲ	26,545円
8月	地域移行支援サービス費Ⅲ 集中支援加算	32,025円
9月	地域移行支援サービス費Ⅲ 体験宿泊加算Ⅱ	34,217円
10月	地域移行支援サービス費Ⅲ	26,545円
11月	地域移行支援サービス費Ⅲ	26,545円
12月	地域移行支援サービス費Ⅲ 退院・退所加算	56,137円
	合計	287,129円

## 計画相談と地域移行を実施した例

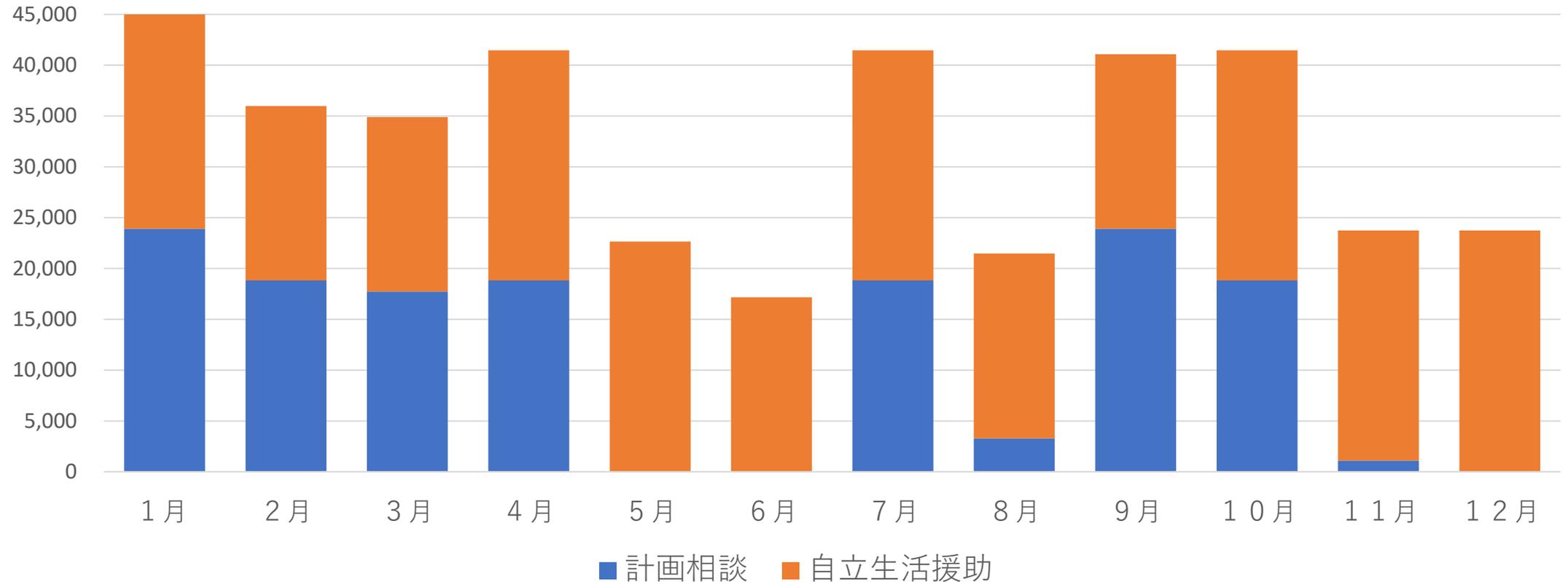


期間は、最大で1年間です。例は9カ月実施

# 自立生活援助の報酬イメージ

提供月	報酬名	金額
R7年1月	自立生活援助サービス費Ⅰ 初回加算	22,643円
2月	自立生活援助サービス費Ⅰ	17,163円
3月	自立生活援助サービス費Ⅰ	17,163円
4月	自立生活援助サービス費Ⅰ 同行支援加算	22,643円
5月	自立生活援助サービス費Ⅰ 同行支援加算	22,643円
6月	自立生活援助サービス費Ⅰ	17,163円
7月	自立生活援助サービス費Ⅰ 同行支援加算	22,643円
8月	自立生活援助サービス費Ⅰ 緊急時支援加算Ⅱ	18,193円
9月	自立生活援助サービス費Ⅰ	17,163円
10月	自立生活援助サービス費Ⅰ 同行支援加算	22,643円
11月	自立生活援助サービス費Ⅰ 同行支援加算	22,643円
12月	自立生活援助サービス費Ⅰ 同行支援加算 日常生活支援情報提供加算	23,739円
	合計	246,442円

## 計画相談と自立生活援助を実施した例

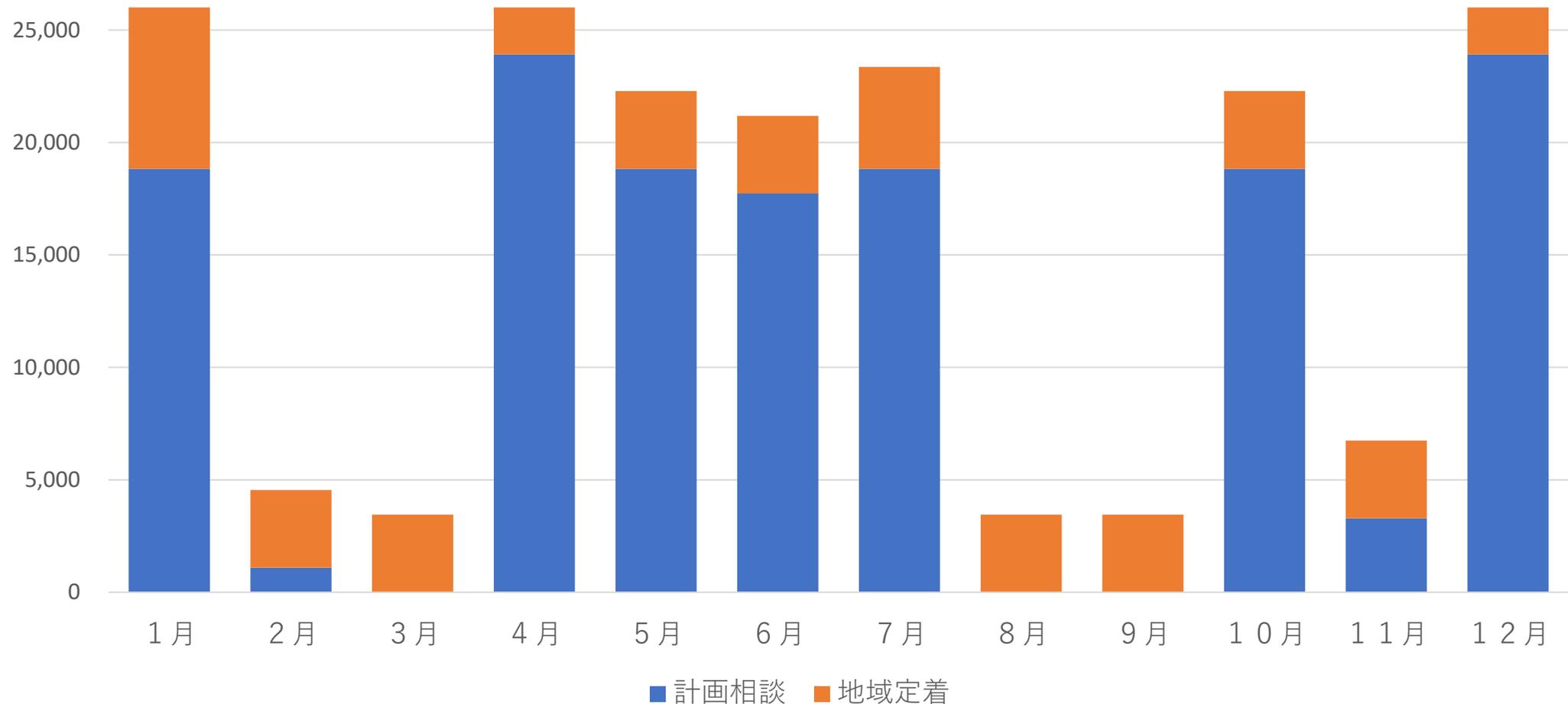


期間は、最大で1年間です。

# 地域定着の報酬イメージ

提供月	報酬名	金額
R8年1月	地域定着 体制確保費	11,496円
2月	地域定着 体制確保費 緊急時支援費Ⅰ	3,452円
3月	地域定着 体制確保費	3,452円
4月	地域定着 体制確保費	3,452円
5月	地域定着 体制確保費	3,452円
6月	地域定着 体制確保費	3,452円
7月	地域定着 体制確保費 緊急時支援費Ⅱ	4,526円
8月	地域定着 体制確保費	3,452円
9月	地域定着 体制確保費	3,452円
10月	地域定着 体制確保費	3,452円
11月	地域定着 体制確保費	3,452円
12月	地域定着 体制確保費	3,452円
	合計	50,542円

### 計画相談と地域定着を実施した例



# 計画相談支援のみ実施の場合と、包括的に提供する 場合の比較

- ◆ 計画相談のみ実施 月平均 12,760円
- ◆ 計画相談+地域移行 月平均 44,663円  
(31,903円の増額)
- ◆ 計画相談+自立生活援助 月平均 33,297円  
(20,537円の増額)
- ◆ 計画相談+地域定着 月平均 16,972円  
(4,212円の増額)

# 相談系事業の包括的な支援について

- 計画相談と地域相談・自立生活援助を一体的に提供することで、継続的に支援者がかかわる利点があります。
- 一方、計画相談と地域相談・自立生活援助で、別の事業所を利用することで、複数の支援者がかかわる（より客観的な視点が生まれる）利点があります。
- 同事業所で包括的に支援するか、別の事業所で実施するかは、個別のケースにより、判断するとよいでしょう。

# 横浜市の現状

# 相談系サービスの基本情報

横浜市には、現在、障害福祉サービス及び地域相談を利用している方は27,305名います。そのうち、計画相談支援の支給決定者数と事業所数は下記のとおりです。

支給決定者数： 15,624名 事業所数： 285か所

## 【参考】

地域相談支援 事業所数：53ヶ所

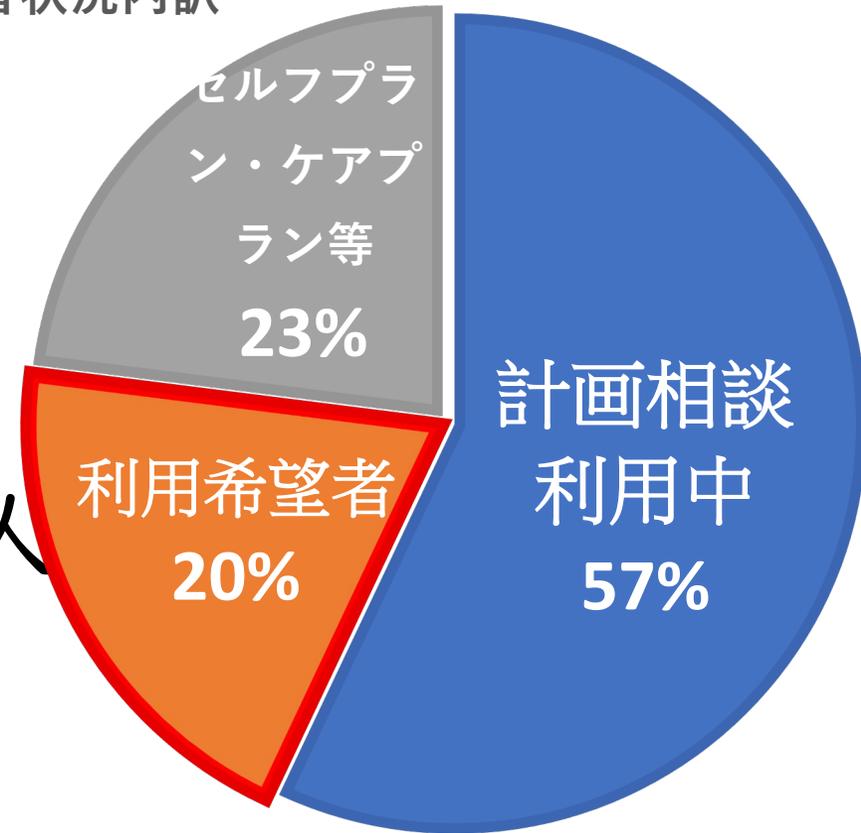
自立生活援助 事業所数：42ヶ所

※いずれも令和6年4月現在

# 計画相談を利用していない人のうち

利用者状況内訳

セルフプランを希望している 4,541人  
介護保険のケアプランで対応 1,463人  
事業所が見つからない・・・5,548人



# 各区別の状況①

	サービス 受給者数	計画相談 利用者数	導入率	事業所数
鶴見区	1,891	931	55.5%	18
神奈川区	1,575	708	50.2%	14
西区	591	316	58.7%	9
中区	1,273	975	84.7%	28
南区	1,740	1,069	69.1%	17
港南区	1,768	933	56.9%	12
保土ヶ谷区	1,699	884	57.2%	22
旭区	2,099	1,323	68.4%	20
磯子区	1,221	753	66.8%	12

(令和6年4月現在)

# 各区別の状況②

	サービス 受給者数	計画相談 利用者数	導入率	事業所数
金沢区	1,595	1,259	83.8%	14
港北区	1,888	946	55.8%	18
緑区	1,535	830	58.3%	16
青葉区	1,531	979	69.6%	13
都筑区	1,185	685	63.0%	17
戸塚区	2,020	988	53.9%	17
泉区	981	517	57.5%	9
栄区	1,420	861	64.9%	12
瀬谷区	1,293	667	55.6%	17

(令和6年4月現在)

# 計画相談支援における課題と取組

- ◆相談支援専門員一人あたりの担当ケース数が少ない(20人程度)となっており、兼務で実施している人が多い。
- ◆「機能強化型サービス利用支援費」を取っているところが少ない。
- ◆小規模事業所が多く、情報の収集が難しい。



協働体制や「従たる」の活用、地域相談・自立生活援助との併せての実施などをご検討ください。

# 計画相談支援推進の取組

- 令和6年度横浜市新規相談支援専門員配置等補助金の実施
- 新規事業所開設支援（開設説明会の実施）
- 初任者研修及び各種相談支援研修の実施
- 各サービス事業所等及び利用者等への制度周知
- 既存事業所における受入可能状況調査の実施
- 区自立支援協議会の活用によるフォロー体制の強化      etc

よろしくお願いします



重要

# 相談支援従事者研修について

## 「障害者相談支援従事者初任者研修（横浜市）」

実施時期：10月～翌年1月（7日間） 受講料：12,000円

## 「横浜市相談支援研修Ⅰ」

実施時期：8月～9月（2日間） 受講料：なし

※いずれも募集開始時期は6月～7月上旬です。

※「障害福祉情報サービスかながわ」にお知らせを掲載します

※資格取得には上記2つの研修をあわせて申込し、修了する必要があります。

# 相談支援専門員の実務経験要件について

実務要件は別紙を参照してください。

- 障害にかかわる相談支援5年又は直接支援10年
- 資格によって短縮できることあり

(例1)障害業務に関する相談2年 直接支援8年

(例2)社会福祉士を持っており、生活介護で介護業務に5年

(例3)介護支援専門員(ケアマネジャー)として事業所で5年

## 相談支援専門員の実務経験要件

業務 範囲	業務の内容	経験 年数
障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	<b>ア</b> 平成18年10月1日時点で、下記に掲げる事業等において、同年9月30日までの間に相談支援の業務及びその他準ずる業務に従事している者で必要経験年数を満たす者 <input type="radio"/> 旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 <input type="radio"/> 精神障害者地域相談支援センター <input type="radio"/> その他これに準ずる事業等(a)	3 年 以 上
	<b>イ</b> 相談支援機関・施設等において相談支援の業務に従事する者 <input type="radio"/> 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 <input type="radio"/> 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所 <input type="radio"/> 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院 <input type="radio"/> その他これに準ずる事業等(b)	5 年 以 上
	<b>ウ</b> 病院若しくは診療所において、相談支援の業務に従事する者で以下のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※3を有する者 (4) イに掲げる業務に1年以上従事した者	
	<b>エ</b> 就労支援に関する施設において、相談支援業務や、その他これに準ずる業務に従事する者 <input type="radio"/> 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター <input type="radio"/> その他これに準ずる業務(c)	
	<b>オ</b> 特別支援学校その他これに準ずる機関において、就学相談・教育相談・進路相談の業務に従事する者 <input type="radio"/> 特別支援学校 <input type="radio"/> その他これに準ずる機関(d)	
	<b>① 相談支援の業務※1</b> <b>カ</b> 施設及び医療機関等における介護の業務に従事する者 <input type="radio"/> 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、医療法に規定する療養病床、その他これに準ずる施設 <input type="radio"/> 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、その他これに準ずる事業 <input type="radio"/> 病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所 <input type="radio"/> その他これに準ずる施設(e)	10 年 以 上
	<b>② 介護等の業務※2</b> <b>キ</b> 上記②直接支援の業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者 (介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者) (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格、精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5 年 以 上
	<b>③ 有資格者等</b> <b>ク</b> 上記①の相談支援の業務及び上記②の介護等の業務に従事している期間が通算して3年以上かつ国家資格等※3による業務に5年以上従事している者	—

(必要な経験年数※4は、通算期間)

## 【その他これに準ずる事業（施設）の例】

a	障害児（者）地域療育等事業、市町村障害者生活支援事業 等
b	保健所、市町村の相談窓口業務、児童発達支援センター、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、知的障害者援護施設、知的障害者地域生活援助、精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助、福祉型及び医療型障害児入所支援（知的障害児施設、自閉症児施設（第一種、第二種）、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設）、知的障害児通園施設、指定発達支援医療機関、地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等、旧身体障害者福祉ホーム、旧知的障害者福祉ホーム 等
c	地域就労援助センター 等
d	小学校及び中学校の特別支援学級 等
e	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、旧知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通所寮、旧知的障害者福祉ホーム、知的障害者地域生活援助、精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助、福祉型及び医療型障害児入所支援（詳細、前述のとおり）、指定発達支援医療機関、地域活動支援センター、市町村から補助または委託を受けている作業所等、障害者自立支援法施行以前の身体障害者居宅介護・知的障害者居宅介護・児童居宅介護・精神障害者居宅介護・身体障害者デイサービス、障害児通所支援（児童デイサービス、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通所施設、児童発達支援事業所、重症心身障害児（者）通園事業（補助事業）、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、児童発達支援センター 等

### ※1 相談支援の業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

### ※2 介護等の業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

### ※3 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師

### ※4 必要な経験年数の従事日数の考え方

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年当たり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。

（H18.8.24「障害保健福祉関係主管課長会議」参考資料②より参照）

☆ 本資料は、初任者研修受講希望者向けに神奈川県で作成した実務経験の参考資料です。詳細については、「指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第225号）」、「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第226号）」、「指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第227号）」をご確認ください。

# 相談系サービスの 事業所指定について

横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

# 相談系サービスの運営基準

# 基準省令等について

今回、ご説明するのは基準省令や報酬告示等の一部です。

事業を実施する際は、必ずご自身で基準等をご確認ください。

## 【計画相談支援・地域相談支援】

- 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援（地域相談支援事業）の事業の人員及び運営に関する基準
- 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援（地域相談支援）に要する費用の額の算定に関する基準

## 【自立生活援助】

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員及び運営に関する基準
- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

# 基準省令等について

■e-Gov 法令検索—法律、省令、規則等を検索することができます。

<https://elaws.e-gov.go.jp/>

■厚生労働省法令等データベースサービス

—厚労省所管の法令、通知、告示等を検索することができます。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

■厚労省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」HP

—Q&A等含むR6年度報酬改定に関する情報が掲載されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html)

# 内容及び手続きの説明及び同意

利用者に対し、運営規程の概要その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。そして、利用契約を締結します。

重要事項説明書には、運営規程の内容と齟齬がないように、最低限度下記の内容を記載します。

- ① 法人、事業所の概要（名称、従業者、実施地域など）
- ② サービスの内容
- ③ サービスの提供における利用者が支払うべき費用
- ④ 苦情処理体制
- ⑤ 虐待防止のための措置
- ⑥ その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項

※説明し同意を得る際は、利用者の障害特性に応じ適切な配慮が必要です。

# 運営規程

事業所ごとに、下記に掲げる事業運営の重要事項に関する運営規程を定めておかなければなりません。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 利用者から受領する費用及びその額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 事業の主たる対象障害種別を定めた場合には当該障害の種別
- ⑦ 虐待防止のための措置に関する事項
- ⑧ その他運営に関する重要事項

# 勤務体制の確保等

利用者に対し、適切な事業を提供できるように下記の対応が必要です。

## ■従業者の勤務体制の確保

- ・ 月ごとの勤務表の作成

## ■従業者の資質の向上

- ・ 従業者の質の向上を図るため、各種研修等への参加機会の確保

## ■職場におけるハラスメントの防止

- ・ ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し周知
- ・ 相談や苦情に対応する担当者をあらかじめ定め、窓口を設置

# 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し、事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

## ■業務継続計画の策定

- 感染症に係る業務継続計画
- 災害に係る業務継続計画

## ■研修及び訓練（シミュレーション）の定期的な実施

# 設備及び備品等

事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービス提供に必要な設備及び備品等を備えなければなりません。

## ■事務室

- ・ 専用の事務室又は他事業と共用の事務室を設置
- ・ 他事業と共用の場合は間仕切り等で明確な区分が必要

## ■受付等スペースの確保

- ・ 利用申込みの受付や相談、各会議に対応するためスペース

## ■設備及び備品等

■体験的な宿泊又は緊急一時的な滞在支援を行うために必要な居室、設備及び備品等の備え

※居室等の備えは地域相談支援のみ該当、委託等により実施することも可能

# 衛生管理等

従業者の清潔の保持及び健康状態について管理を行うとともに設備及び備品等について衛生的な管理に努めなければなりません。

さらに、感染症が発生し、又はまん延しないように下記の措置を講じなければなりません。

なお、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。

- 感染対策委員会の定期的な開催とその結果を従業員に周知
- 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- 研修及び訓練の定期的な実施

# 秘密保持等（個人情報保護）

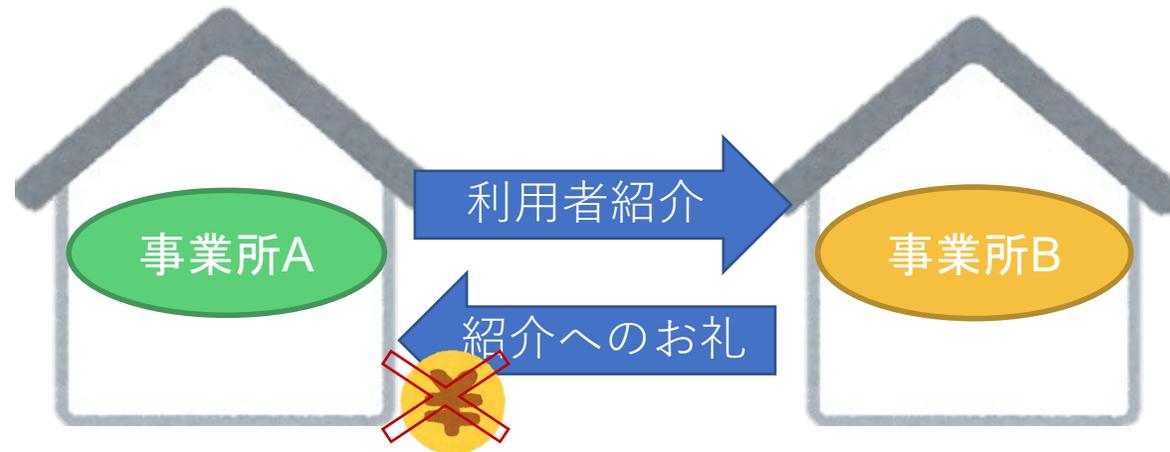
正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。

また、過去に従業者等であった者が、正当な理由なく秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなくてはなりません。例えば、雇用時等に秘密保持の旨を取り決めるなどが必要です。

さらに、利用者又はその家族の個人情報を会議等で用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければなりません。

# 利益収受・供与等の禁止

サービス利用等に関連して、事業所間での利益収受・供与等は禁止されています。



また、計画相談支援においては、サービス等利用計画を作成する際に利用者等に対し、特定のサービス提供事業所を利用するよう強制することも禁止されています。

# 苦情解決

利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置しなければなりません。

また、苦情処理の措置概要を明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を重要事項説明書等に記載するとともに事業所に掲示することが必要です。

苦情を受け付けた場合、組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録しなければなりません。

苦情はサービスの質の向上を図る上で重要な情報であり、内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組が必要です。

# 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。

また、利用者等に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う必要があります。

事故の状況及び処置については、必ず記録を行い、さらに原因を解明し再発防止対策を講じなければなりません。

万が一事故が発生した場合は、まず当課にご相談いただき、事故報告書等の作成・提出をお願いします。

# 虐待の防止

虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下、虐待防止委員会）を定期的開催するとともに、その結果を従業者等に周知徹底しなければなりません。

さらに、事業所において虐待防止のための研修を定期的実施するとともに、虐待防止措置を適切に実施するための担当者を必ず置かなければなりません。

## ■虐待防止委員会について

- 構成員には利用者やその家族、専門的な見地のある外部の第三者等も加えるよう努める
- 虐待防止の計画、指針づくりや虐待発生後の検証と再発防止策の検討

# 記録の整備

従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を整備しておかなければなりません。

また、利用者等に対するサービス提供に関する記録を整備し、サービス提供した日から少なくとも5年以上保存しなければなりません。

記録や文書の保管については、特に個人情報に記載されているものについては、鍵のかかる書庫に適正に保管することや、持ち出しの制限を行うなどによる適切な管理を行ってください。

パソコンやサーバ、USBメモリ等の記録媒体についても、盗難・紛失防止及びウイルス感染等による漏えいを防ぐための措置を講じて下さい。

# 提供拒否の禁止、提供困難時の対応

原則、利用申込みには応じなければなりませんが、下記に掲げる正当な理由がある場合は提供を拒むことができます。

その場合は、必ず他の事業所の紹介などその他必要な措置を利用申込者に対し講じてください。

- 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- 利用申込者の居住地等が事業所の通常の実施地域外である場合
- 運営規程に定める主たる対象としている障害種別以外の場合
- その他、利用申込者に対し適切なサービス提供が困難な場合

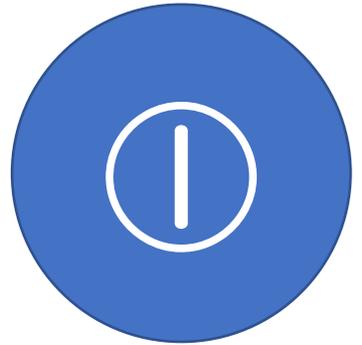
# 事業所開設までの準備

# その前に・・・

- ① 新規に法人格を取得し、事業所を立ち上げる場合
- ② 既に他の福祉サービスを実施している場合  
(相談系サービスを追加で実施する場合)

①と②では準備の内容が異なります。  
みなさまの状況に応じて準備を進めてください。

# 既存事業所から情報収集



## ●事業開始前後の手続きや状況をイメージ●

既に障害福祉サービス事業を実施している事業所や法人から話を聞いてみましょう。

開設までの手続き、初期費用や必要備品、軌道に乗るまでどのように進めていったか etc…

方針が似ているところやいいなと思ったところなど、日ごろの情報収集が大切です。

# ビジネスプラン（事業計画）を作成

## ●事業所運営には計画性が必要●

計画相談を実施する目的、  
どのように事業を広げていきたいのか、  
人員体制はどうするか（常勤・非常勤/専従・兼務、配置人数…）、  
利用者はどのように集めるのか（周知するか）、  
どのくらいの利用者数を担当することができるか、  
どのような事業と組み合わせるか etc…

# 法人格の取得



## ●事業所指定には法人格の取得が必須●

事業所指定を取っている事業者の主な法人格は下記のとおりです。

社会福祉法人、一般社団法人、特定非営利活動法人(NPO)、  
株式会社、合同会社、有限会社 etc…

それぞれ要件や税制、設立までの手続きや期間などが異なります。  
目的や現状などに合わせて適切な法人格を選択しましょう。

# その他

- 相談支援専門員資格の確認
- 兼務等で実施する場合の他基準との整合性の確認
- 相談室や事務室の確保
- 定款への事業名の記載
  - 【計画相談・地域相談】  
障害者総合支援法に基づく相談支援事業
  - 【自立生活援助】  
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

# 指定申請について

# 指定申請書類の作成

実際に事業所を開設する際は、指定を受けるための申請書の提出が必要です。

申請書類は「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載されていますので、ダウンロードし作成してください。

## ■障害福祉情報サービスかながわ（通称：らくらく）

－申請書や本市からの研修や大切なお知らせを掲載しています。

<https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>

※トップページ>書式ライブラリ>文書/カテゴリ検索>2. 横浜市からのお知らせ ②-2 新規指定に関する申請様式（相談系・自立生活援助）

見本も併せて掲載しておりますので、ご参照ください。

# 指定までの流れ



- ① 指定希望月の概ね2ヶ月前までに当課へ事前連絡  
指定希望月の前々月の下旬～前月上旬の間に面談日を決める
- ② 指定申請書類の提出期限  
《面談日の1週間前もしくは指定希望月の前々月末のどちらか早い時期までに当課に郵送又は持参してください。》
- ③ 指定希望月の前月上旬までに面談  
指定及び事業担当と面談し書類の修正や大切なお知らせをお伝えします。
- ④ 指定申請書類の補正期限 前月15日まで
- ⑤ 指定【毎月1日付】

# 指定までの流れ【例：4月1日指定希望の場合】



- ① 当課へ事前連絡（～1月末まで）
- ② 指定申請書類の提出期限  
面談日の1週間前もしくは2月末のどちらか早い時期までに提出  
【例】面談日2/20 → 提出期限2/13
- ③ 2月中旬～3月上旬までに面談
- ④ 3月15日【必着】で 指定申請書類の補正分を提出
- ⑤ 4月1日指定

# 問い合わせ先

面談の予約、その他ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

TEL:045-671-4133 FAX:045-671-3566

E-mail:kf-shiteisoudan@city.yokohama.jp

HP:「横浜市 相談系サービス」で検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/soudan.html>

# 横浜市の相談支援について

横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

# 横浜市の相談支援の体系

## 身近な相談者

日ごろの関わりの中で、相談に応じ、必要に応じて専門機関につなぐ

## 指定特定相談支援事業所 (計画相談支援)

## 一次相談支援機関

地域の相談支援の専門機関として、あらゆる相談を受け止め、支援を行う

## 二次相談支援機関

専門的・個別的な相談及び助言で、専門知識を生かして、一次相談支援をサポート

# 一次相談支援機関

広範な情報提供や相談を行うとともに、関係機関と連携を図り、ケアマネジメントを実施する。

障害サービス事業所と連携を図ることにより、地域生活に関する課題解決や必要なサービスの創設を行う。

【3機関】区福祉保健センター 基幹相談支援センター  
精神障害者生活支援センター

総合リハビリテーションセンター(二次相談部門を除く)  
就労支援センター 障害児地域療育センター 児童相談所

# 基幹相談支援センター

## 【役割】

障害（難病）のある方及びその家族、関係機関等からの相談に応じるとともに、地域づくりに取り組む。

## 【取組内容】

- 1 総合的・専門的な相談支援の実施
- 2 **地域の相談支援体制の強化の取組**
- 3 地域移行・地域定着の促進の取組
- 4 権利擁護・虐待防止の取組
- 5 その他地域の状況に応じた独自の取組
- 6 地域生活支援拠点機能の整備に向けた取組

相談支援事業者への専門的指導・助言  
相談支援事業者の人材育成  
相談機関との連携強化の取組

# 精神障害者生活支援センター

## 【役割】

精神障害者への相談支援機関で、精神障害者の日常生活の支援及び相談支援、地域交流の促進等を行い、精神障害者の社会復帰と自立及び社会参加の促進を図るとともに、精神障害者に対する理解の促進を図る。

※各区1館ずつ設置。

- ・ 食事サービス、入浴サービス、洗濯サービスの提供
- ・ 相談系サービスの法定事業、他市独自事業

# 二次相談支援機関

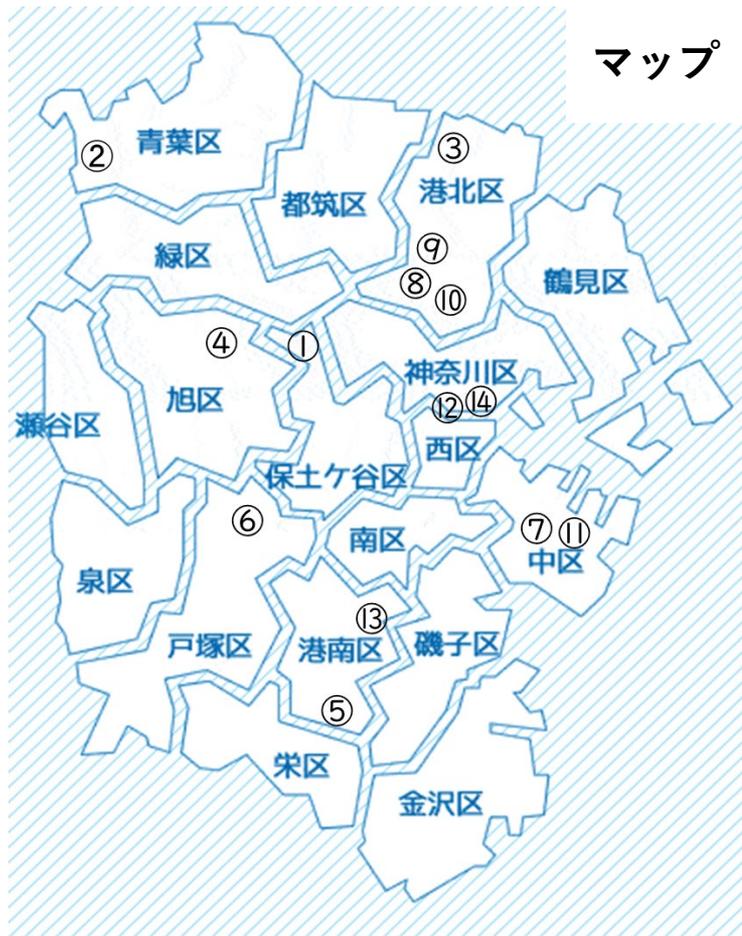
一次相談支援機関と連携を図りながら、専門的・個別的な内容（知的、精神、身体、重心、発達障害など）についての相談を行う。

啓発を含めた研修を行い、相談支援にかかわる職員や一次相談支援機関職員に対する支援や育成を図る。

☞実施機関の専門領域や場所は、次のページを参照

# 二次相談支援機関一覧

## マップ



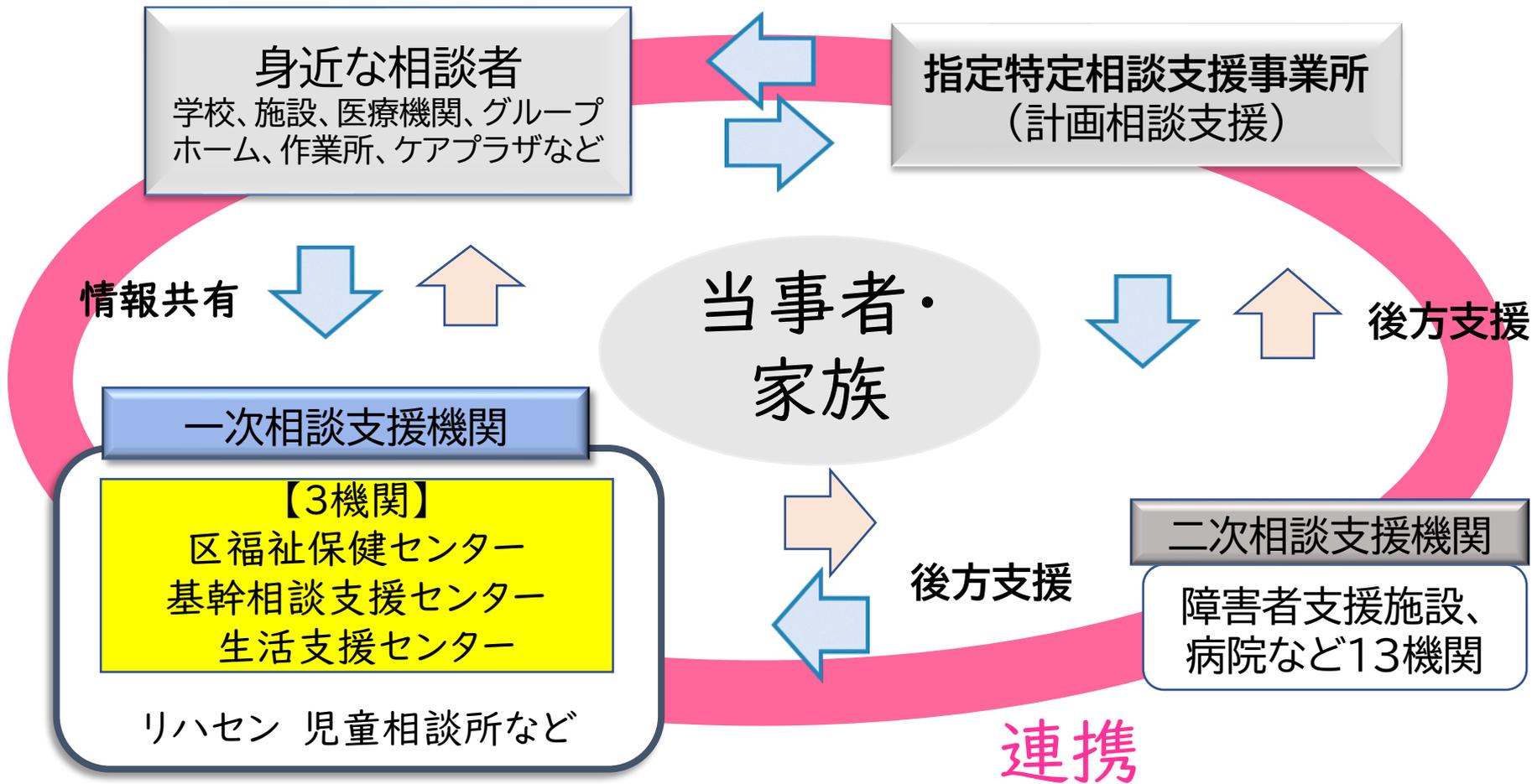
専門領域	機関名	番号
知的 入所施設	てらん広場	①
	青葉メゾン	②
	花みずき	③
	光の丘	④
重心	横浜医療福祉センター港南	⑤
知的（成人）	十愛病院	⑥
発達（成人）	横浜市発達障害者支援センター	⑦
身体・高次脳機能、 難病（ALSなど） 発達（中学・高校生年齢）	横浜市総合リハビリテーションセンター	⑧
精神	横浜市総合保健医療センター	⑨
身体・知的	横浜市障害者更生相談所	⑩
精神	横浜市こころの健康相談センター	⑪
発達 （中学生・高校生年齢）	小児療育相談センター	⑫
発達 （中学生・高校生年齢）	横浜市学齢後期発達相談室くらす	⑬
発達 （中学生・高校生年齢）	横浜市学齢後期発達相談室みなと	⑭

- 二次相談支援機関は、各区の自立支援協議会の相談部会に参加しています。
- 相談事例がある場合は、積極的にご相談ください。

なお、知的入所機能を持っている4事業所は、各ブロックごとに担当を決め、ブロック内の区の自立支援協議会に参加しています。

機関名	参加エリア
花みずき	中央エリア:鶴見・神奈川・西・中・南
青葉メゾン	北部エリア:港北・緑・青葉・都筑
てらん広場	南部エリア:港南・磯子・金沢・戸塚・栄
光の丘	西部エリア:保土ヶ谷・旭・泉・瀬谷

# 横浜市の相談支援体系



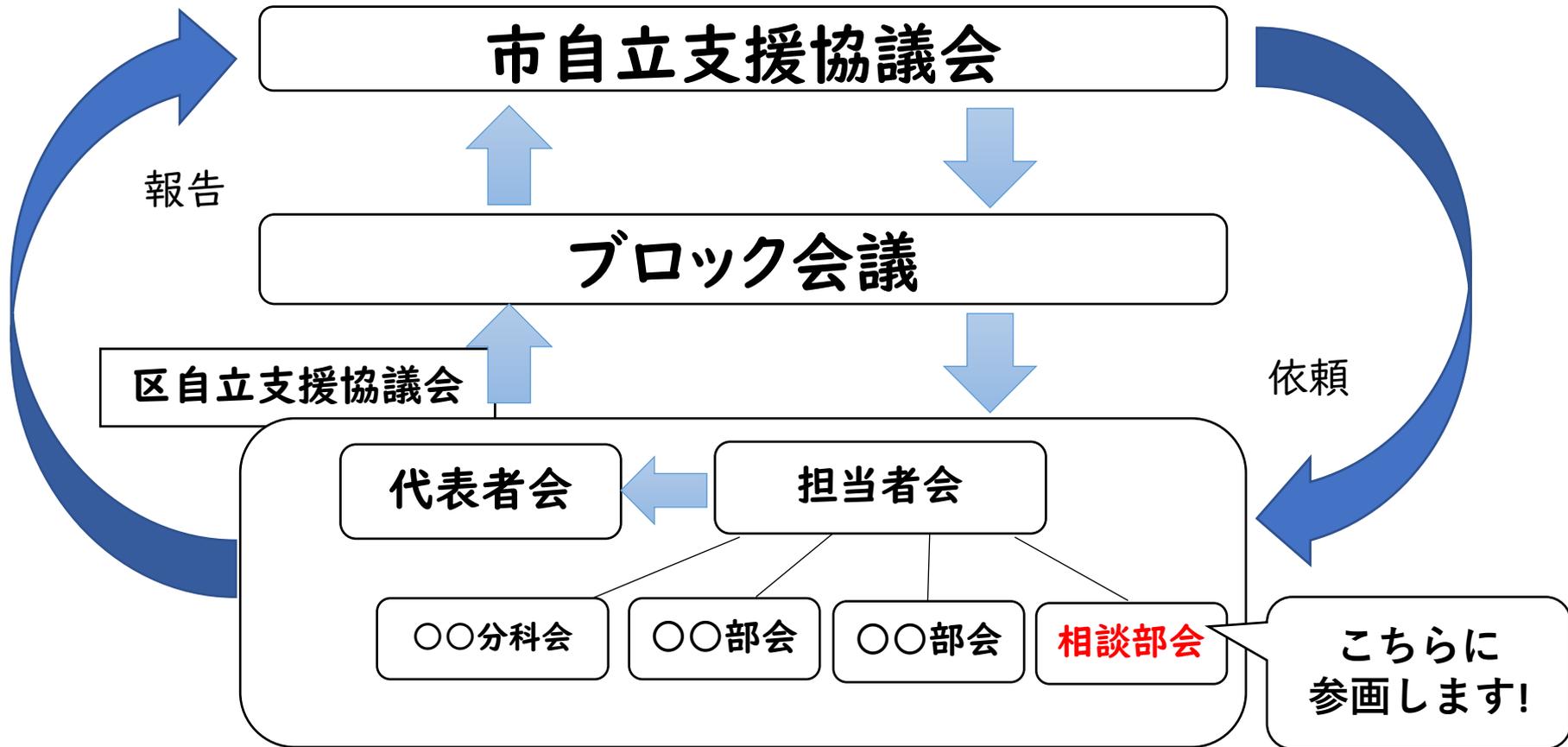
# 自立支援協議会

関係機関のネットワークの構築や、地域の課題解決等を目指す協議の場として、障害者総合支援法において、協議会の設置が努力義務とされています。

## 協議会を構成する関係者



# 自立支援協議会の体系



# 区自立支援協議会の活用について

たとえば、

- 事例検討会に事例を提供し、支援のスキルアップをはかる。
- モニタリング報告書の記載方法について学ぶ。
- 困難事例などを個別で抱えず、相談し解決の糸口を得る。
- 小規模事業所同士で事業所間のつながりを作る。
- 制度改正や新規の事業所開設情報などを得る。
- 他部会と合同開催し、事業所交流、情報交換をする。

相談支援専門員は、初任者研修と現任者研修までの間は研修を受ける機会、スキルアップの機会が限られるため、ぜひ勉強の機会として活用してください。

# 地域生活支援拠点

障害のある方の高齢化を踏まえた「親亡き後」の備え、入所施設や精神科病院からの地域移行等を推進するために、  
**障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。**

## 【5つの柱】

- ① 相談
- ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり



## 整備方法：既存資源のネットワーク型による整備

- 区福祉保健センター、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターの3機関を中核としながら、既存の社会資源を有機的につないで整備する

### 【相談系サービスの事業所が果たすべき機能】

#### ① 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う。



# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

目的を達成するための具体的な方法を検討する場として  
「協議の場」を設置

個別課題の解決に向け、課題を共有し、地域の体制づくりをはかる。

各区で自立支援協議会の「精神部会」などを活用しています。

- ◆ 相談支援事業をはじめること、  
日中支援をしている利用者だけでなく、  
広く地域で生活する障害児者の支援ができます。
- ◆ 相談支援のめざすところは、地域づくりです
- ◆ ぜひ、自立支援協議会等地域の会議に出席して、  
地域の体制づくりに参画してください。

# さいごに

本日はお忙しい中、ありがとうございました。

最後に開設説明会についてアンケートのご協力をお願いいたします。

また、ご質問等ある場合もこちらからお願いいたします。



上記QRコードからフォームにアクセスしご回答をお願いします。

「横浜市電子申請」>「手続き一覧(事業者向け)」>キーワード検索「開設説明会」でアクセスも可能です。

回答期限:~令和6年10月4日(金)